令和６年１月１０日

# 市民緑地「大宮の森」の一部区域廃止のお知らせ

日頃より、本市の緑地保全行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。このたび、市民緑地「大宮の森」の一部区域の市民緑地契約を解除することとなりました。つきましては、令和６年１月10日に市民緑地の一部を廃止しましたので、お知らせいたします。

廃止する区域につきまして、長年にわたり緑地をご提供いただいた土地所有者様、管理活動を行っていただいた維持管理団体の皆様に、深く感謝いたします。また、ご利用いただきました皆様には、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

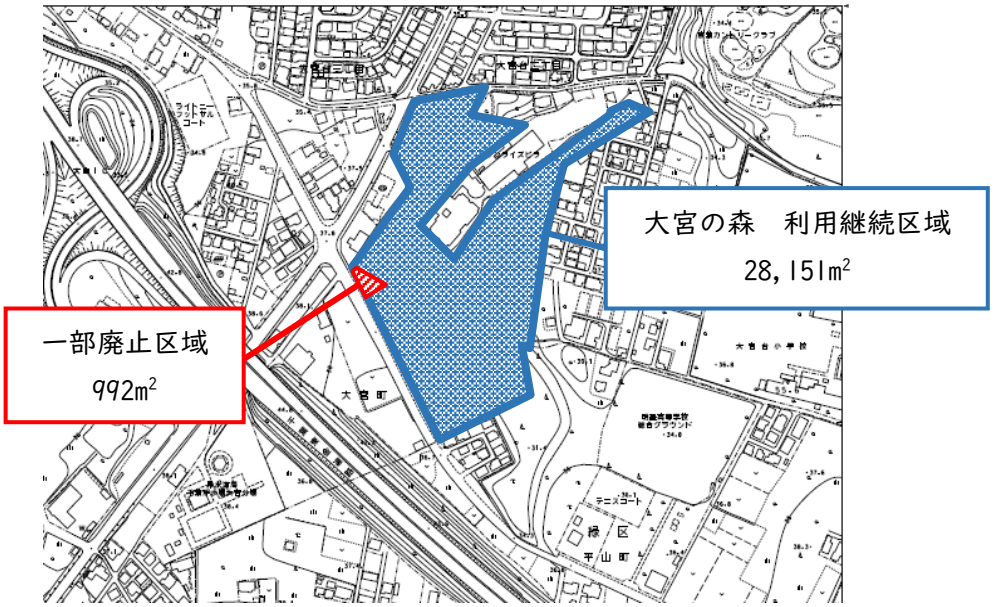


一部廃止区域（赤枠）は、令和６年１月10日以降立ち入りできません。上図の利用継続区域（青枠）は、これまでどおり市民緑地としてご利用いただけます。

**千葉市の市民緑地とは**

都市緑地法に基づき、自治体が土地所有者と市民緑地契約を締結して土地をお借りし、緑地として市民利用に供する制度です。千葉市ではさらに、土地所有者と維持管理団体と市の三者で協定を結び、維持管理団体による管理運営を行っています。

千葉市　公園管理課　緑地保全班
TEL：０４３－２４５－５７７６